

【申請時 別表】

別表1. 学術集会および教育的企画への参加の場合

	参加による単位	演者・座長による加算単位
1. 日本臨床栄養学会年次学術集会	8	2
2. 日本臨床栄養学会主催の教育的企画	5	2
3. 日本臨床栄養学会主催以外の教育的企画	1もしくは2	—

- ① 出席を証明する資料、例えば受講票もしくは会場費の領収書等を添える。
- ② 演者とは講演者本人、ポスター発表者本人、ならびに共同演者とする。
また、同一学会で複数回発表を行っても一回のみと計算する。
- ③ 申請時に必要な24単位のうち、日本臨床栄養学会年次学術集会は、3年に1回以上は参加し、8単位以上を取得する。
- ④ 2の教育的企画は研修企画委員会による講習会への出席もしくはeラーニングを受講して取得する。
- ⑤ 3については教育委員会で認められた研究会等とする。ただし、申請時に最大2単位までを認めるものとする。

別表2. 論文発表の場合

	筆頭著者の単位	共著者の単位
1. 機関誌「日本臨床栄養学会雑誌」	5	2

- ① 上記以外の雑誌については、内容を検討し単位を決定する。
- ② 論文は臨床栄養医学に関する学術論文（原著、総説、症例報告などを含む）とする。
- ③ 当該部分の別刷りまたはコピーを添える。

【更新時 別表】

別表 1. 学術集会および教育的企画への参加の場合

	参加による単位	演者・座長による加算単位
1. 日本臨床栄養学会年次学術集会	8	2
2. 日本臨床栄養学会主催の教育的企画	5	2
3. 本学会が認定した他学会への参加	2 もしくは 4	-
4. 日本臨床栄養学会主催以外の教育的企画	1 もしくは 2	-

- ① 出席を証明する資料、例えば受講票もしくは会場費の領収書等を添える。
- ② 演者とは講演者本人、ポスター発表者本人、ならびに共同演者とする。また、同一学会で複数回発表を行っても一回のみと計算する。
- ③ 更新時に必要な過去 5 年間に取得した 30 単位のうち、日本臨床栄養学会年次学術集会は 5 年に 2 回以上は参加し、16 単位以上を取得する。
- ④ 2 の教育的企画は研修企画委員会による講習会への出席もしくは e ラーニングを受講して取得する。
- ⑤ 3 について対象となる学会名と認定単位数は別表を参照。単位認定を希望する際は、それらの学会への参加を証明できる書類（参加証のコピー等）を更新申請時に添付する。
- ⑥ 4 については事前に認定委員会で認められた研究会等とする。ただし、申請時に最大 2 単位までを認めるものとする。

本学会が認定した他学会の一覧表（次ページ）

※「地方会」や「支部会」参加でも同じ単位点数が取得できる。

別表 2. 論文発表の場合

	筆頭著者の単位	共著者の単位
1. 機関誌「日本臨床栄養学会雑誌」	5	2

- ① 上記以外の雑誌については、内容を検討し単位を決定する。
- ② 論文は臨床栄養医学に関する学術論文（原著、総説、症例報告などを含む）とする。
- ③ 当該部分の別刷りまたはコピーを添える。

学会・研究会名	付与単位	選択理由
日本アミノ酸学会	4	栄養素・食品に関連する学会
日本医学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本栄養改善学会	4	栄養関連学会
日本栄養士会	2	栄養関連学会
日本栄養・食糧学会	4	栄養関連学会
日本栄養治療学会	4	栄養関連学会
日本嚥下医学会	2	栄養関連学会
日本肝臓学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本機能性食品医用学会	2	栄養素・食品に関連する学会
日本外科学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本外科代謝栄養学会	2	栄養関連学会
日本健康・栄養システム学会	4	栄養関連学会
日本高血圧学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本骨粗鬆症学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本在宅栄養管理学会	4	栄養関連学会
日本腸管リハビリテーション・小腸移植研究会	2	栄養関連学会
日本時間栄養学会	4	栄養関連学会
日本脂質栄養学会	4	栄養関連学会
日本循環器学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本消化器外科学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本消化器病学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本小児栄養消化器肝臓学会	2	栄養関連学会
日本小児科学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本小児臨床アレルギー学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本食育学会	2	栄養関連学会
日本食品衛生学会	4	栄養素・食品に関連する学会
日本食品化学学会	2	栄養素・食品に関連する学会
日本食品科学工学会	2	栄養素・食品に関連する学会
日本女性栄養・代謝学会	2	栄養関連学会
日本腎臓学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本整形外科学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本成人病（生活習慣病）学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本摂食嚥下リハビリテーション学会	2	栄養関連学会
日本摂食障害学会	2	栄養関連学会
中性脂肪学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本痛風・尿酸核酸学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本透析医学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本糖尿病学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本動脈硬化学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本内科学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本人間ドック・予防医療学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
P E G・在宅医療学会	2	栄養関連学会
日本ビタミン学会	2	栄養素・食品に関連する学会
日本肥満学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本肥満症治療学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本病態栄養学会	4	栄養関連学会
日本リウマチ学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本リハビリテーション医学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本リハビリテーション栄養学会	2	栄養関連学会
日本臨床内科医会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会
日本老年医学会	2	栄養学と結びつきの深い基幹学会

日本臨床栄養学会 認定臨床栄養医（指導医）制度規則 資格更新期間猶予に関する細則

1. (目的) この細則は、規則第 19 条（認定更新期間の猶予）に関わる必要な手続きについて定めるものである。

2. (対象者) 海外留学、病気療養等あるいは認定委員会が認める理由により、12か月以上学会活動参加が出来ない者は、更新期間の猶予を申請することができる。その場合の認定医（指導医）資格の有効期間は、5年間に猶予期間を加えた期間とする。

3. (猶予期間) 猶予の開始期間は資格有効期間が終了する翌日からとする。猶予期間は1年から3年を原則とし、証明書類に記載された期間を勘案して認定委員会が決定する。

4. (必要書類)

- ・更新猶予申請書
- ・証明書類（海外留学証明書、傷病証明書、産後休暇証明書など）

5. (申請方法) 書類一式を学会事務局に、有効期限が終了する年度の資格更新申請期間に送付する。

6. (資格更新の方法) 猶予期間の最終年度に行うことができる。

本規則は 2024 年 10 月 4 日より施行する。

(書式)

年 月 日

一般社団法人 日本臨床栄養学会
認定臨床栄養指導医認定委員会 委員長殿

氏 名 _____

会員番号 _____

認定臨床栄養医（指導医）資格更新猶予申請書

下記の通り、証明書を添付して更新猶予を申請いたします。

開始期日： 年 月 日

終了期日： 年 月 日

申請理由：